

令和元年 11月25日

食品表示の適正化に向けた取組について

消費者庁は、食品衛生の監視指導の強化が求められる年末において、食品の表示・広告の適正化を図るため、都道府県等と連携し、食品表示法、景品表示法及び健康増進法の規定に基づき下記の取組を実施することとしましたので、お知らせいたします。

1 基本方針

不適切な食品の表示に対しては、消費者庁が横断的に取締りを行いつつ、地方出先機関を有し、監視業務についてのノウハウを有する農林水産省及び財務省並びに都道府県・保健所等が相互に連携し、食品表示の関係法令の規定に基づき効果的・効率的な取締りの執行体制を確保しているところです。

このような体制の下、食品衛生の監視指導の強化が求められる年末においては、次のとおり、食品表示の重点事項について、取締り等を行うこととしました。

2 年末一斉取締りの実施について

国及び都道府県等においては、食品衛生の監視指導の強化が求められる年末において、食中毒などの健康被害の発生を防止するため、従来から食品衛生の監視指導を強化してきたところですが、例年どおり、この時期に合わせ、食品等の表示の信頼性を確保する観点から、食品表示の衛生・保健事項に係る取締りの強化を全国一斉に実施します（別紙）。

（1）実施時期：令和元年 12月1日から同月31日まで

（2）主な監視指導事項

- ア アレルゲン、期限表示等の衛生・保健事項に関する表示
- イ 保健機能食品を含めた健康食品に関する表示
- ウ 生食用食肉、遺伝子組換え食品等に関する表示
- エ 道の駅や産地直売所、業務用加工食品に関する表示
- オ 食品表示基準に基づく表示方法の普及・啓発

3 表示の適正化等に向けた重点的な取組について

国及び都道府県等においては、食品表示の適正化を図るため、従来から食品

表示法や景品表示法等に基づく各種通知やガイドライン等により、監視指導を実施してきたところです。

年末一斉取締りに当たっては、食品表示基準の新基準への移行に係る猶予期限が迫っていることやアレルギーを含む食品として特定原材料に準ずるものに「アーモンド」が追加されたことなどを踏まえ、次のとおり監視指導及び啓発活動を実施します。

(1) 新基準への移行について

食品表示基準附則第4条に規定する経過措置により旧基準に基づく表示が認められる猶予期間が、令和2年3月31日までであることに鑑み、食品関連事業者等に対し、製造所固有記号制度や栄養成分表示について、**別添1**の啓発パンフレット等を活用し、新基準への移行を積極的に促す。

(2) アレルギーを含む食品として特定原材料に準ずるものへの「アーモンド」の追加について

令和元年9月19日付けでアレルギーを含む食品として特定原材料に準ずるものに「アーモンド」が追加されたことについて、食品関連事業者等への周知啓発を図る。

(3) ゲノム編集技術応用食品に関連する表示について

遺伝子組換え食品に該当しないゲノム編集技術応用食品に関連する表示をする場合において、特に以下の点について、食品関連事業者等への周知啓発を図る。

- ① ゲノム編集技術応用食品に関する表示をする場合にあっては、食品関連事業者自らが、食品供給行程の各段階における流通管理に係る取引記録その他の合理的な根拠資料に基づき、適正な情報提供を通じて消費者の信頼を確保することが必要であること。
- ② 消費者の自主的かつ合理的な選択の観点から、厚生労働省に届出されて同省のウェブサイトで公表されたゲノム編集技術応用食品又はそれを原材料とする食品であることが明らかな場合には、積極的に情報提供するよう努めるべきこと。
- ③ 「ゲノム編集技術応用食品でない」旨の表示については、表示に係る適切な管理体制を有しない食品関連事業者が安易に行うことは望ましくないこと、表示をする場合にあっては、食品関連事業者自らが、食品供給行程の各段階における流通管理に係る取引記録その他の合理的な根拠資料に基づき、適正な情報提供を通じて消費者の信頼を確保することが必要であることを総合的に考慮して、この表示をするかどうかの判断を慎重に行うこと。

(4) 食中毒等の健康被害発生時の連携について

食中毒等の健康被害事案に関連し、原産地表示等の食品表示法の規定に係る遡及確認等が生じた場合には、被害拡大及び再発防止の観点から、速やかに関係部署及び関係機関が連携して調査等を実施する。

(5) 個人売買における要冷蔵食品の常温配送に係る注意喚起について

昨今、フリーマーケットアプリケーションサービスやオークションアプリケーションサービスを利用する一部の者の個人売買において、「冷蔵配送では匿名配送ができない。」、「冷蔵配送では送料が高額になる。」といった安全性への配慮のない、安易な理由により要冷蔵食品を常温配送する事例が散見されていることを踏まえ、食中毒発生防止の観点から別添2の啓発パンフレット等を活用し、一般消費者への注意喚起を図る。

本件に関する問合せ先

消費者庁表示対策課食品表示対策室

田中、吉川

TEL : 03(3507)8800 (代表)

H P : <https://www.caa.go.jp/>

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

消費者庁次長

(公印省略)

令和元年度食品衛生法等の規定に基づく食品等の表示に係る年末一斉取締りの実施について

食品等の表示に係る監視指導については、日頃から格別の御尽力をいただき、ありがとうございます。

さて、例年のとおり、「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」(平成15年厚生労働省告示第301号)に基づき食品衛生の監視指導の強化が求められる年末において、食品等の表示の適正を確保する観点から、全国一斉に標記取締りを実施していただくこととしていますので、下記に御留意の上、別添1の実施要領に基づき御協力をお願いします。

また、実施計画の策定に当たっては、平成30年度年末一斉取締り及び令和元年度夏期一斉取締りの結果を参考にするとともに、食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)に定める表示事項(食品表示法第6条第8項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令(平成27年内閣府令第11号)第5条第1項に定める事項に係るものに限る。)が遵守されるよう監視指導をお願いします。

なお、別添1の実施要領は、年末一斉取締りに係る基本事項であることから、監視指導に当たっては、各都道府県等において、都道府県等食品衛生監視指導計画等に基づいて適宜事項を追加するとともに、景品表示法等の他法令に違反しているおそれのある表示を確認した際には、担当部署に情報提供するなど、引き続き適切な連携対応をお願いします。

追って、取りまとめ結果については、公表することとしていますので、御了知ください

い。

記

1. 新基準への移行について

食品表示基準附則第4条に規定する経過措置により旧基準に基づく表示が認められる猶予期間が、令和2年3月31日までであることに鑑み、食品関連事業者等に対し、積極的に新基準への移行を促すこと。

特に、製造所固有記号について、旧基準から新基準への切替えを行っていない食品関連事業者等に対しては、「製造所固有記号制度の運用に係る周知・普及について」(令和元年8月9日付け消食表第220号)を参考に早期の届出を促すことを願いたいこと。また、新たに義務化された栄養成分表示の周知啓発に当たっては、引き続き、別添4の啓発パンフレット等を活用願いたいこと。

なお、食品表示基準については、不断の見直しの検討が進められていることに鑑み、新基準への移行後においても、食品表示の適正化に向けた食品関連事業者等に対して継続的な周知啓発を行えるよう体制の整備を図られたいこと。

2. アレルゲンを含む食品として特定原材料に準ずるものへの「アーモンド」の追加について

平成30年度「食物アレルギーに関連する食品表示に関する調査研究事業報告書」の内容を踏まえ、令和元年9月19日付け消食表第317号により「食品表示基準について」(平成27年3月30日付け消食表第139号)の一部が改正され、特定原材料に準ずるものに「アーモンド」が追加されたことについて、「食品表示基準Q&A」(平成27年3月30日付け消食表第140号(最終改正:令和元年9月19日付け消食表第320号))を参考とし、食品関連事業者等への周知啓発を図られたいこと。

3. ゲノム編集技術応用食品に関連する表示について

遺伝子組換え食品に該当しないゲノム編集技術応用食品に関連する表示をする場合において、特に以下の点について、「食品表示基準Q&A」を参考とし、食品関連事業者等への周知啓発を図られたいこと。

- (1) ゲノム編集技術応用食品に関する表示をする場合にあつては、食品関連事業者自らが、食品供給行程の各段階における流通管理に係る取引記録その他の合理的な根拠資料に基づき、適正な情報提供を通じて消費者の信頼を確保することが必要であること
- (2) 消費者の自主的かつ合理的な選択の観点から、厚生労働省に届出されて同省のウェブサイトで公表されたゲノム編集技術応用食品又はそれを原材料とする食品で

あることが明らかな場合には、積極的に情報提供するよう努めるべきこと

(3) 「ゲノム編集技術応用食品でない」旨の表示については、表示に係る適切な管理体制を有しない食品関連事業者が安易に行うことは望ましくないこと、表示をする場合にあっては、食品関連事業者自らが、食品供給行程の各段階における流通管理に係る取引記録その他の合理的な根拠資料に基づき、適正な情報提供を通じて消費者の信頼を確保することが必要であることを総合的に考慮して、この表示をするかどうかの判断を慎重に行うこと

4. 食中毒等の健康被害発生時の連携について

食中毒等の健康被害事案に関連し、原産地表示等の食品表示法の規定に係る遡及確認等が生じた場合には、被害拡大及び再発防止の観点から、速やかに関係部署及び関係機関が連携して調査等を実施すること。

5. 個人売買における要冷蔵食品の常温配送に係る注意喚起について

昨今、フリーマーケットアプリケーションサービスやオークションアプリケーションサービスを利用する一部の者の個人売買において、「冷蔵配送では匿名配送ができない。」「冷蔵配送では送料が高額になる。」といった安全性への配慮のない、安易な理由により要冷蔵食品を常温配送する事例が散見されていることを踏まえ、食中毒発生防止の観点から別添5の啓発パンフレット等を活用し、一般消費者への注意喚起に協力願いたいこと。

(※ 本通知の別添については、添付省略)

以上

消費者庁表示対策課食品表示対策室 担 当：田中、吉川 電 話：03-3507-8800（代表） F A X：03-3507-9293 e-mail： g.shokuhytai@caa.go.jp

食品関連事業者の皆様

新たな食品表示制度では、一般用加工食品に
栄養成分表示が義務付けられています。

まだ対応していない場合は、

令和2年(2020年)3月31日までに行ってください。

○ 令和2年(2020年)4月1日以降に製造(又は加工・輸入)されるものには栄養成分表示が必要となりますので、速やかな表示の切替えに努めてください。

具体的な表示の例

必ず「栄養成分表示」と表示します。

食品単位は、100g、100ml、1食分、1包装、その他の1単位のいずれかを表示します。

熱量及び栄養成分の項目の表示の順番は決まっています。

表示される値は分析のほか、計算等によって求めた値を表示することが可能です。

クッキー	
栄養成分表示 (1枚当たり)	
熱量	25kcal
たんぱく質	0.3g
脂質	1.1g
炭水化物	3.5g
食塩相当量	0.04g

栄養成分表示

🔍 検索

消費者庁食品表示企画課保健表示室 03-3507-8800(代表)
東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館6F <https://www.caa.go.jp/foods/>

食品関連事業者の皆様からよくある質問

表示する値を求める際、必ず分析する必要がありますか？

◎ 必ずしも分析する必要はありません。

- 日本食品標準成分表(文部科学省 科学技術・学術審議会資源調査分科会報告)等のデータベースや原材料メーカーから入手した値を用いて、表示する値を求めることも可能です。
- ただし、栄養強調表示(低カロリー、減塩等の表示)をする場合や栄養機能食品の場合は、食品表示基準で定められた方法により得られた値を表示しなければなりません。

データベース等から計算して得た値を表示する場合に、「推定値」又は「この表示値は、目安です。」の表示は必要ですか？

◎ 必ずしも表示をする必要はありません。

- 食品表示基準で定められた方法で得られた値が、表示値の許容差の範囲内であれば、「推定値」等の表示は必要ありません。
- ただし、表示された一定の値について、許容差の範囲を超える可能性がある場合は、「推定値」等を表示する必要があります。この場合、値を設定した根拠資料を保管し、「推定値」又は「この表示値は、目安です。」のいずれかの文言を栄養成分表示に近接した場所に表示する必要があります。
- なお、下限値及び上限値で表示する場合は、「推定値」等で表示することはできません。

栄養成分表示の方法について詳しく分かる資料はありますか？

◎ 詳しくは、消費者庁ウェブサイトに掲げる次の資料を御覧ください。

- リーフレット
「初めて栄養成分表示をする方へ 食品表示基準における栄養成分表示」
- ガイドライン
「<事業者向け>食品表示法に基づく栄養成分表示のためのガイドライン 第2版」

栄養成分表示

🔍 検索



消費者庁食品表示企画課保健表示室 03-3507-8800(代表)
東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館6F <https://www.caa.go.jp/foods/>

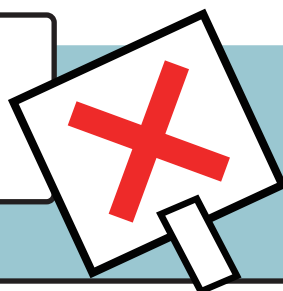
フリマアプリ等を利用される皆様へ

その配送品、
大丈夫？

要冷蔵食品の 常温配送は危険です!!



真空パックだから
常温で大丈夫でしょ♪



真空パックなどの密封食品*でも保存方法と異なる温度で販売・発送すると、細菌が増殖し、重大な食中毒の原因になることがあります。

送った側に法律上の責任が問われることがあります。
送る側は要冷蔵・要冷凍食品は常温では送らない。

買う側は常温発送と表示されている要冷蔵食品は買わない。

※「レトルトパウチ食品」と記載されているものは常温保存可能です。

例えば…
フリマアプリで出品した「保存方法：10℃以下」の食品を購入者に発送するとき



クール便 を利用してください！

※10℃以下で発送可能

注) 普通宅配便で発送するときに保冷剤等で一時的に温度を下げても、保存温度を担保したことになりません。

